

(広報資料)

平成29年10月20日
京都市行財政局
〔資産活用推進室〕
電話 222-4119

元教業小学校の跡地活用について

京都市では、市民の貴重な財産である学校跡地の有効活用に向け、「学校跡地の長期・全面的な活用に関する提案の募集要領」に基づき、民間等の事業者から長期にわたり学校跡地の敷地を全面的に活用する事業の提案を広く募集しています。

この度、元教業小学校跡地については、「子どもから高齢者までが集う施設」としての活用に着手することとしましたので、お知らせします。

なお、活用事業者を選定するプロポーザル実施の詳細については、改めて公表いたします。

記

1 元教業小学校跡地の概要

- (1) 所在・地番 京都市中京区大宮通御池下る三坊大宮町121-2 外4筆
- (2) 敷地面積 5,410㎡(公簿面積)

2 事業者登録

プロポーザルの応募要件として、「学校跡地の長期・全面的な活用に関する提案の募集要領」に定める事業者登録を行っていただく必要があります。

詳細は、以下までお問い合わせください。

(問い合わせ先)

京都市中京区河原町通三条上る恵比須町427番地 京都朝日会館6階
京都市行財政局 資産活用推進室 学校跡地活用促進担当
電話 075-222-4119
電子メールアドレス shisankanri@city.kyoto.lg.jp

＜参考＞ 学校跡地活用に係る手続きの流れ

- 募集要項（案）の作成
- 第1回事業者選定委員会の開催（募集要項の策定）
- プロポーザル募集開始（募集期間：3箇月程度）
- 第2回以降の事業者選定委員会の開催（契約候補事業者の選定）
- 基本協定の締結
（本市と事業者との間で、今後の協議事項等について合意）
- 事前協議会の設置
（本市、地域住民、事業者の3者により、活用計画の詳細について協議）
- 土地の貸付契約の締結

(位置図)

